

事業所等への実地指導について

I 実地指導の概要について

1 実地指導とは

県は、適正な事業所運営が図られるよう、「介護保険施設等の指導監督について」(国通知)及び「茨城県介護保険施設等実地指導要綱」等に基づき、介護サービス事業者の事業所において、「運営指導」及び「報酬請求指導」を実施している。

(介護保険法第24条等)。

⇒管理者等からの聞き取りや関係書類の確認

①運営指導

政策上の重要課題である、「高齢者虐待防止」、「身体的拘束の適正化」を重視して実施。

②報酬請求指導

特に加算・減算に関して重点的に実施。

2 実施主体

○ 定期的な実地指導

- ・ 福祉指導課福祉監査室(主に福祉系)
- ・ 各保健所地域保健推進室【水戸, 日立, 潮来, 土浦, 筑西】(主に医療系)

○ 随時の(特別な)実地指導

- ・ 長寿福祉推進課が、主体となり実施。

※常総市, つくば市及び笠間市に所在する事業所(介護保険施設除く)は、指導・監査の権限が当該市に移譲されているため、当該市が実施。

※居宅介護支援事業所は、平成30年度より指定・指導・監査等の権限が市町村に移譲されたため、各市町村で実施。

3 実施回数

施設系は、4年に1回以上、その他は、指定更新(6年)までに、1回以上。

4 選定条件

○ 定期的な実地指導(福祉指導課・各保健所)

新規指定事業所, 実地指導サイクルが到来する事業所等について実施

○ 随時の実地指導(長寿福祉推進課)

問題があると疑われる事業所を選定し実施。

5 実施通知

- 定期的な実地指導
福祉指導課と各保健所から通知
- 随時の実地指導
長寿福祉推進課から通知

6 指導結果

「改善状況報告書」の提出及び「介護報酬返還(過誤調整)」等の措置をとる。
※著しい法令等違反がある場合は「監査」へ移行

《参考》

- 平成30年度実地指導実績(介護予防含む)【定期的指導】

・ 福祉指導課	428事業所
・ 各保健所	213事業所
計	641事業所

- 令和元年度実地指導予定数(介護予防含む)

・ 福祉指導課	305事業所
・ 各保健所	調整中

II 実地指導の流れと留意事項について

【実地指導の流れ】

- 1 県より実施通知発送(1~2か月前頃)
 - ・ 通知には、実地指導対象事業、日時、事前提出書類を2週間前までに提出する旨が記載してある
- 2 事業所における事前準備
 - ・ 事前提出書類(指導事前資料・自己点検票)の作成、県への提出
※事前提出書類は長寿福祉推進課ホームページから所定の様式をダウンロードして作成する
- 3 実地指導当日
 - ・ 巡視、事前提出書類等に基づく確認、指導
- 4 指導結果の通知等
 - ・ 「口頭指摘」、「文書指摘」、「監査への移行」
- 5 実地指導後の対応
 - ・ 「改善状況報告書」の提出(「文書指摘」の場合)
⇒「改善状況報告書」の提出期限は結果通知から1か月後
※ 書類の補正や返還金の精査(介護報酬の請求誤りによる自主返還の手続

き)は、適正かつ迅速に行い、指摘された事項について、何時までに、どのような改善措置を講じるのかを、「改善状況報告書」に具体的に記載する(なぜ不適切、不適正なこととなっていたのか実地指導当日、説明が不足していた場合は、その理由・経緯も併せて記載する)。

※ 「改善状況報告書」には改善状況がわかる書類を添付する

※ 返還が生じる場合は、精査のうえ返還見込額(利用者分を含む)も記載する。

※ 「改善状況報告書」の内容が不適切な場合には、補正・再提出を求めたり、追加で実地指導等を行う場合がある。

【実地指導に係る留意事項】

《身体拘束廃止未実施減算について》

○ 平成 30 年度介護報酬改定に伴い、身体的拘束等の適正化を図るため、居住系サービス(特定施設入居者生活介護)及び施設系サービス(介護老人福祉施設等)について、身体的拘束等の適正化のための指針の整備や、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催などを義務づけるとともに、義務違反の施設の基本報酬が「10%/日」減算される。

○ 身体的拘束等の適正化を図るための措置について

次に掲げる措置を講じなければならない

① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。

② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

※指針には次の7項目を盛り込む

イ 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

ロ 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

ニ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

ヘ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的(年2回以上)に実施すること。また、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施すること。研修の実施内容について記録すること。

④ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

《重要事項説明書への「提供するサービスの第三者評価の実施状況」の記載》

○ 平成 30 年度より、重要事項説明書に下記内容の「提供するサービスの第三者評価の実施状況」を記載することとなっている(対象外の事業有り)。

- ① 実施の有無
- ② 実施した直近の年月日
- ③ 実施した評価機関の名称
- ④ 評価結果の開示状況

【記載例】（第三者による評価の実施状況）

第三者による評価 の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

Ⅲ 平成30年度実地指導における主な指摘事項

【管理運営（各サービス共通事項）】

- ① 運営規程の内容不備（重要事項説明書や運営実態との相違）
- ② 個別サービス計画が未作成，説明・同意・交付が未実施
- ③ 利用料等の受領が不適切（日常生活に要する費用が曖昧な名目や一律で徴収，利用がないのに徴収）
- ④ 人員配置が不適切（必要職員が未配置・不足）
- ⑤ 秘密保持対応が不適切（利用者等との個人情報利用同意書，職員との秘密保持の誓約書等が未徴収）
- ⑥ 職員の健康診断が未実施，衛生管理が不適切
- ⑦ 災害時の通報・連携体制・避難計画が未整備，避難訓練が未実施
- ⑧ 重要事項等が未掲示
- ⑨ 重要事項説明書の交付・説明・同意が未実施
- ⑩ 苦情の内容等の記録や苦情対応の具体的手順が未作成
- ⑪ 利用定員の基準違反
- ⑫ 記録の整備が不適切

【介護報酬】

- ① 個別機能訓練加算（通所介護）
利用者の「個別機能訓練計画」について，機能訓練指導員等関係職員が共同して作成していない。
- ② 夜勤職員配置加算（介護老人福祉施設）
夜勤職員配置加算の算定要件（夜勤時間帯における延勤務時間から求めた従事者数が，夜勤を行う介護職員等の数を1以上上回ることを確認できる書類が作

成されていない。

③ 栄養マネジメント加算(介護老人福祉施設)

作成された「栄養ケア計画」について、入所者又はその家族の同意を得られた日から算定すべきものを、入所日から算定している。

④ サービス提供体制強化加算(通所介護, 短期入所生活介護, 特定施設入居者生活介護, 介護老人福祉施設)

算定要件である資格保有者の割合や職員の勤続年数について確認できる書類が作成されていない。

※各種加算の算定にあたっては、それぞれ要件を満たすことが必要であるが、要件を満たしていても算定根拠となる書類を作成していない事業所があるので、必ず作成するようにして下さい(介護報酬の返還となる場合もあり)。